

## 石綿セメント管撤去工事の設計・積算に関する留意事項

## 1 石綿セメント管撤去工事の保護具等の経費

## (1) 呼吸用保護具の経費

- ・呼吸用保護具の経費は、(表 - 1) で示す製品の材料費を共通仮設費の安全費に別途積上げて計上する。
- ・呼吸用保護具の単価は、見積りとする。
- ・作業衣、ゴム手袋、ゴム長靴の経費は、当面、共通仮設費の安全費に含まれているものとし、別途計上しない。

## (2) 呼吸用保護具の数量

- ・呼吸用保護具の数量は以下を計上する。(表 - 2)

(表 - 1)

種類	性能・特徴	使用上の留意点
呼吸用保護具 (半面形防塵マスク) フィルタ区分3以上 (国家検定合格品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒子補集効率99.9%以上</li> <li>・フィルタによつてろ過した空気を吸引できるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクを装着したら、必ずフィットテストを行い、面体と顔面の気密性を確認する</li> <li>・フィルタを交換できる取替え式防塵マスクを使用する</li> <li>・フィルタは毎日交換するか、使用中に息苦しくなったら新しいフィルタに交換する</li> </ul>
作業衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿粉じんの付きにくい生地(すべすべしたもので、付着した粉じんを払うとすぐ落ちるようなもの)</li> <li>・ポケットや折り返しのないもの、できるだけ上下一体となったつなぎ服</li> </ul>	
ゴム手袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材がすべすべしたもの</li> <li>・石綿粉じんが浸透しにくい素材</li> <li>・作業性が良いもの</li> <li>・水洗等清掃しやすいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用中に穴があく等破損したら、使用を中止して交換する</li> <li>※綿手袋(軍手等)は使用してはいけない</li> </ul>
ゴム長靴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業性が良いもの</li> <li>・水洗等清掃しやすいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用中に穴があく等破損したら、使用を中止して交換する</li> </ul>

(表 - 2)

保護具の種類	数 量	備 考
呼吸用保護具 (半面形防塵マスク)	作業区域に立ち入る者(2名)/1件工事当り	監督員の保護具は、事業主体で購入。

## 2 石綿セメント管の取外し経費

石綿セメント管の取外しは、水道事業歩掛り(表 - 3 水道事業実務必携(抜粋))を適用する。なお、施工による取外しは、遠心力コンクリート管布設工歩掛り(2-7-1 吊込み据付(機械力)歩掛表)×1/2を準用する。

(表 - 3) 平成 29 年度 水道事業実務必携発行  
第 10 節 既設管撤去工

2-10-4 石綿管撤去取外し歩掛表

(1) カラー継手取外し工(人力施工)

第 3 表 (1 口当り)

管径(mm)	配管工(人)	普通作業員(人)
75	0.02	0.02
100	0.04	0.04
125	0.04	0.04
150	0.04	0.04
200	0.04	0.04
250	0.05	0.05
300	0.05	0.05
350	0.07	0.07
400	0.07	0.07
450	0.08	0.08
500	0.08	0.08
600	0.11	0.11

備考 石綿管は原則として継手部分を取外すものとする

第 7 節 遠心力コンクリート管布設工

2-7-1 吊込み据付(機械力)歩掛表

第 1-2 表(機械施工)

(10m 当

り)

管径(mm)	労務費			クレーン賃料(日)	諸雑費(式)
	世話役(人)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)		
200	0.16	0.31	0.31	0.16	労務費の 1%
250	0.16	0.32	0.32	0.16	
300	0.17	0.33	0.33	0.17	

2-10-6 石綿管撤去管吊上げ積込み歩掛表

(1) 機械力

第 6 表

(10m 当り)

管径(mm)	労務費(人)		トラッククレーン(油圧式)	
	配管工	普通作業員	機種	賃料(日)
200	0.04	0.05	トラッククレーン (油圧式) 4.9t 吊	0.07
250	0.04	0.06		0.08
300	0.04	0.07		0.08
350	0.04	0.09		0.08
400	0.04	0.11		0.09
450	0.05	0.12		0.09
500	0.05	0.13		0.10
600	0.05	0.17		0.12

## (2) 人力

## 第7表

(10m 当り)

管径(mm)	配管工(人)	普通作業員(人)
75	0.07	0.11
100	0.08	0.12
125	0.08	0.12
150	0.12	0.17
200	0.17	0.32
250	0.20	0.42
300	0.20	0.65

## 3 セメント管を切断する場合の対策費

## (1) 切断する場合に追加して使用する保護具の経費

- ・(表 - 4) で示す製品の材料費を共通仮設費の安全費に別途積上げて計上する。
- ・保護具の単価は、見積りとする。
- ・保護具の種類及び数量は以下を計上する。(表 - 5)

(表 - 4) 石綿セメント管を切断する場合、(表 - 1) の保護具等に追加等して使用する保護具等

種類	性能・特徴	使用上の留意点
保護衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿粉じんの付きにくい生地(すべすべしたもので、付着した粉じんを払うとすぐ落ちるようなもの)</li> <li>・ポケットや折り返しのないもの、できるだけ上下一体となったつなぎ服</li> <li>・微粒子防護用密閉服で服内部に石綿粉じんが進入しにくいもの</li> </ul>	
保護メガネ (ゴグル形)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両眼を覆う構造でヘッドバンドを備えたゴグル形を使用する</li> <li>・一般的な視力矯正用眼鏡との併用が可能であるもの</li> <li>・アイピースに曇り止加工処理がほどこされているもの</li> <li>・ゴグル形で顔との隙間から石綿粉じんが入りにくいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔との隙間がないように装着する</li> <li>・眼ガラスが傷つき、視野の妨げになる場合にはアイピースを交換する</li> </ul>
シューズカバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材がすべすべしたもの</li> <li>・石綿粉じんが浸透しにくい素材のもの</li> <li>・粉じんが付着しにくく、払い落としやすいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨てシューズカバーは、付着した石綿粉じんが飛散しないようプラスチック袋などに入れ廃棄物として処分する</li> </ul>

(表 - 5)

保護具の種類	数量	着用対象者
保護メガネ(ゴグル形)、手袋	作業区域内に立ち入る者(2名)/1件工事当り	作業区域内に立ち入る者
保護衣、シューズカバー	作業区域内に立ち入る者(2名)/切断作業日当り	同上 ただし、切断作業に半日以上を要し、昼食のために脱衣した保護衣及びシューズカバーは、その時点で廃棄するため、1日当り2セットを計上する

- (2) 石綿セメント管の切断  
 ・石綿セメント管の切断については、水道事業歩掛り（表 - 6 水道事業実務必携（抜粋））を準用する。

（表 - 6）平成 29 年度 水道事業実務必携発行

第 8 節 管切断工

2-8-2 鋳鉄管切断歩掛表

第 2-2 表（エンジンカッター使用） (1 口当り)

管径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	諸雑費	補正係数
50	0.03	0.06	0.03	労務費の 5%	0.25
75	0.03	0.06	0.03		
100	0.03	0.06	0.03		
150	0.04	0.08	0.04		
200	0.05	0.09	0.05		
250	0.05	0.10	0.05		
300	0.06	0.18	0.06		
350	0.07	0.20	0.07		
400	0.07	0.22	0.07		
450	0.08	0.24	0.08		
500	0.09	0.34	0.09		

4 廃石綿セメント管の梱包経費

- ・廃石綿セメント管の梱包については、水道事業歩掛り（表 - 7 水道事業実務必携（抜粋））を適用する。

（表 - 7）平成 29 年度 水道事業実務必携発行

第 3 節 鋳鉄管布設工

2-3-13 ポリエチレンスリーブ被覆歩掛表

第 13 表 (100m 当り)

管径 (mm)	労務費		諸雑費	
	配管工 (人)	普通作業員 (人)	ポリエチレンスリーブ (本)	固定具 固定用ゴムバンド (組)
75	0.25	0.25	33	175
100	0.30	0.30	33	175
150	0.35	0.35	25	160
200	0.43	0.43	25	160
250	0.51	0.51	25	160
300	0.59	0.59	25	150

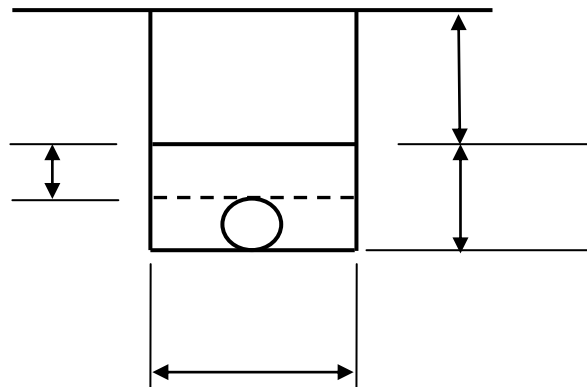
5 廃石綿セメント管等の廃棄物運搬・処分費

産業廃棄物の運搬費は、水道事業実務必携の現場発生品及び支給品運搬を適用する。

- (1) 処分費は、廃石綿セメント管はがれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）の処分の許可を有する業者から、処分費の見積りを徴収し、碧南市役所から計測した運搬距離から求めた運搬単価と、処理費とを足した価格を経済比較し、適性処理が確保できると判断されるもののうち、最安価のものを採用する。
- (2) 運搬は回、処分は kg 当たりとする。

## 6 掘削

- (1) 石綿セメント管撤去の掘削断面については、(表 - 8) のとおりとする。
- (2) 掘削工法については、管の破損を避けるため管上 10cm までは機械掘削とし、管上 10cm から管底までを人力掘削とする。
- (3) 既設管と同位置に新設管を埋設する場合は、新設管掘削断面（機械掘削）と既設管掘削断面（人力掘削）を比較し大きい方を採用する。なお、新設管の断面を採用する場合でも、既設管を安全に取り除くために必要な断面（既設管の管上 10cm 以深で既設管の人力掘削断面に相当する部分）は人力掘削とする。



(表 - 8)

管径 (mm)	掘削底幅 (B)
100 以下	550
150	700
200	750
250	800
300	850

管径	内径	長さ	1 種			2 種		
			接合部 厚さ	接合部 外径	参考重量 (kg)	接合部 厚さ	接合部 外径	参考重量 (kg)
75	75	3	10	95	16.7			
100	100	3	12	124	26.4	10	120	21.5
125	125	4	14	153	50.8	11	147	39.1
150	150	4	16	182	69.4	12	174	50.8
200	200	4	21	242	121	15	230	84.3

		5			152			105
250	250	4	23	296	164	19	288	134
		5			205			167
300	300	4	26	352	222	22	344	186
		5			277			231

7 特記仕様書の例

**石綿セメント管撤去工事特記仕様書**

**第1章 総則**

**1条 (適用)**

1. 本仕様書は、石綿セメント管撤去工事の適正な施工を期するため請負者が行うべき事項を示したものである。
2. 本仕様書のほか、愛知県建設部発行工事標準仕様書(以下「工事標準仕様書」という。)に基づいて実施する。

**第2章 石綿セメント管撤去工事**

**1条 (関係法令等の遵守)**

1. 本工事には、石綿含有資材の撤去が含まれているので以下の法令等を遵守すること。

関係法令等	備考
労働安全衛生法	昭和47年法律第57号
労働安全衛生法施行令	昭和47年政令第318号
労働安全衛生規則	昭和47年労働省令第32号
石綿障害予防規則	平成17年厚生労働省令第21号（平成26年6月1日改正）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年法律137号
その他関係法令	

**2条 (石綿含有資材)**

1. 撤去工事の対象となる石綿セメント管は別添「撤去平面図及び横断図」に示すとおりである。

な

お、石綿障害予防規則第8条に基づく工作物における石綿の使用状況の通知は、「撤去平面図及び横断図」をもって代えるものとする。ただし、現地において石綿セメント管等の使用状況が異なる場合は、監督員に報告し協議するものとする。

**3条 (作業計画書)**

1. 作業計画書には、石綿セメント管撤去工事において、請負者が遵守すべき事項について具体的な措置を記載するものとする。

**4条 (石綿作業主任者の選任)**

1. 石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習を修了した者又はH18.3.31までに特定化学

学

物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任するものとする。また、下請け業者が

撤  
了

去工事を行う場合は、下請け業者のうちから石綿作業主任者を選任するものとする。なお、修  
証の写しは作業計画書に添付するものとする。

### 5条（石綿セメント管撤去工事に従事する労働者の特別教育）

催  
る

1. 石綿セメント管の撤去工事に従事する労働者は、石綿障害予防規則第 27 条に基づく特別教育を受けたものを充てなければならない。また、特別教育は「建設業労働災害防止協会」ほかが主催する特別教育を受講することとする。その場合、特別教育修了証の写しを作業計画書に添付するものとする。独自に特別教育を行う場合は石綿作業主任者の資格を持ったものが講師となることとする。

なお、特別教育修了証は平成 21 年 4 月 1 日以降に交付されたものとする。また、平成 20 年  
度までに行われた特別教育を受講したものについては、保護具の使用方法に係る 1 時間の補講を受講することとする。

### 6条（掲示板の設置等）

れ

1. 施工現場はトラ柵等で、関係者以外の立入を禁止する作業区域を明確にし、立入を禁止する旨を表示する掲示板を設置しなければならない。
2. 作業現場には労働者が見やすい箇所に下記事項を明示する掲示板を設置しなければならない。
  - ・石綿セメント管撤去工事である旨
  - ・石綿等の人体に及ぼす作用
  - ・石綿等の取り扱い上の注意事項
  - ・使用すべき保護具等
3. 施工現場に「現場での喫煙又は飲食を禁止する」旨を表示する掲示板等を設置し、徹底しなければならない。
4. 施工現場に石綿のばく露防止対策、事前調査が終了した日、事前調査の方法及び結果等の実施内容を明示する掲示板等を設置しなければならない。
5. 施工現場に労災保険関係成立票及び各種作業主任者の氏名を見やすい場所に掲示しなければならない。

### 7条（安全対策）

#### 1. 保護具の着用

- ① 撤去工事の作業区域内に立ち入る者は（表-1）の呼吸用保護具、作業衣、ゴム手袋、ゴム長靴  
を使用しなければいけない。ただし、呼吸用保護具は石綿セメント管を取り扱う作業をする  
と

きに装着するものとする。

- ② 石綿セメント管を切断する場合、その作業区域内に入る者は7条1. ①の作業衣の代わりに保

し

護衣を着用し呼吸用保護具、ゴム手袋、ゴム長靴の他に保護めがね、シューズカバーを使用

なければならない。

保護衣及びシューズカバーについてはその使用ごとに使い捨てとする。

- ③ 撤去工事の作業区域内に出入りする場合は、作業区域内において保護具等を着脱する。なお、脱衣時には呼吸用保護具を最後に取り外すものとする。工事期間中、使用のたびに付着した

も

のを除去し、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

- ④ 保護具等は、（表－1）のものを使用しなければならない。



(表-1) 保護具類等

種 類	性能・特徴	使用上の留意点
呼吸用保護具 (半面形防じんマスク) フィルタ区分3以上 (国家検定合格品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒子捕集効率99.9%以上</li> <li>・フィルタによってろ過した空気を吸引できるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクを装着したら、必ずフィットテストを行い、面体と顔面の気密性を確認する</li> <li>・フィルタを交換できる取替え式防じんマスクを使用する</li> <li>・フィルタは毎日交換するか、使用中に息苦しくなったら新しいフィルタに交換する</li> </ul>
作業衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿粉じんの付きにくい生地（すべすべしたもので、付着した粉じんを払い落とすとすぐ落ちるようなもの）</li> <li>・ポケットや折り返しのないもの、できるだけ上下一体となったつなぎ服</li> </ul>	
ゴム手袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材がすべすべしたもの</li> <li>・石綿粉じんが浸透しにくい素材であるもの</li> <li>・作業性が良いもの</li> <li>・水洗等清掃しやすいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業中に穴があく等破損したら、使用を中止して交換する</li> <li>※綿手袋（軍手等）は使用してはいけない</li> </ul>
ゴム長靴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業性が良いもの</li> <li>・水洗等清掃しやすいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業中に穴があく等破損したら、使用を中止して交換する</li> </ul>
保 護 衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポケットや折り返しのないもの、できるだけ上下一体となったつなぎ服</li> <li>・微粒子防護用密閉服は服内部に石綿粉じんが侵入しにくいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿粉じんの付きにくい生地（すべすべしたもので、付着した粉じんを払い落とすとすぐ落ちるようなもの）</li> </ul>
保護めがね (ゴグル形)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両眼を覆う構造でヘッドバンドを備えたゴグル形を使用する</li> <li>・一般的な視力矯正用眼鏡との併用が可能であるもの</li> <li>・アイピースに曇りどめ加工処理がほどこされているもの</li> <li>・ゴグル形は顔との隙間から石綿粉じんが入りにくいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔との隙間がないように装着する</li> <li>・眼ガラスが傷つき、視野の妨げになる場合にはアイピースを交換する</li> </ul>
シューズカバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材がすべすべしたものが望ましい</li> <li>・石綿粉じんが浸透しにくい素材であること</li> <li>・粉じんが付着しにくく、払い落とし易いもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨てシューズカバーは、付着した石綿粉じんが飛散しないようプラスチック袋などに入れ廃棄物として処分する。</li> </ul>

### 8条（既設石綿セメント管の撤去に係る土工）

1. 既設石綿セメント管の撤去に係る掘削は、管頂10cmから管底まで全断面を人力掘削することとし、管に損傷を与えないよう十分注意を払って施工する。

## 9条（既設石綿セメント管の取外し）

1. 石綿セメント管の取外しは、管に引抜き用スリングを巻き、バックホウにて引抜く方法を基本とする。また、引抜き時は管全体に散水し湿潤化し、破管などの不測の事態に備えて、いつでも管に散水できるように作業員を配置すること。
2. 現場においてやむを得ず石綿セメント管を切断しなければならない場合は、ただちに監督員に協議するものとする。

## 10条（石綿セメント管を切断する場合の対策）

石綿セメント管を切断する場合は以下の対策を執らなければならない。

### 1. 湿潤対策等

- ① 切断を行う場合、石綿セメント管の引き抜きと同様に管全体に水をかけて湿潤状態にしておかなければならない。
- ② 切断作業中は石綿粉塵の飛散を防止するため、給水装置付コンクリートカッター等を使用して、常時湿潤状態を保つようにしなければならない。このため、切断作業中に水途切れることのないよう十分な水を確保する必要があるが、排水処理が必要になるほど多量の水を使用しないように注意する。
- ③ 切断を行う場合は、作業足場を確保するため、掘削底幅を掘削標準断面図に示す幅より広くなければならない。
- ④ 石綿セメント管の切断及び切りくず等の処理は、保護具等を着用した労働者が行わなければならない。
- ⑤ 石綿管の切りくずや破片等は特別管理産業廃棄物である廃石綿等には該当しないが、以下の処理を行う。
  - ・切りくずや破片を収集しやすくするため、継手取壊部周辺の床にビニールシートを敷く。
  - ・切りくずや破片を周辺のビニールシートと一緒に人力により収集し、プラスチック袋等で重に袋詰めし保管しなければならない。
  - ・破片及びビニールシートを入れたプラスチック袋等の見やすい箇所に石綿が入っていることを表示しなければならない。
  - ・他の廃棄物と分別して処分する。

## 11条（廃石綿セメント管のこん包）

1. 石綿セメント管は取外し後できるだけ速やかに、プラスチック袋等でこん包する。

## 12条（廃石綿セメント管を仮置きする場合の保管）

1. 廃石綿セメント管が運搬されるまでの間、廃石綿セメント管をこん包したプラスチック袋等の破損等により石綿の発散のおそれが生じた場合には、ビニールシートで覆いをかける等の対策を講じビニールシートは石綿含有産業廃棄物として処理しなければならない。
2. 保管場所では、周囲に囲いを設け、囲いに廃石綿セメント管の荷重がかからないように保管し、管自体の荷重により変形又は破断しないよう整然と囲いの下端から勾配 50%以下となる高さ

二

なるように積み重ねる。廃石綿セメント管は他の廃棄物と分別して保管しなければならない。

3. 保管場所には見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板を設置しなければならない。
  - ・縦及び横それぞれ 60cm 以上であること。
  - ・石綿含有産業廃棄物の保管場所である旨の表示。
  - ・保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先の表示。
  - ・保管する産業廃棄物の数量、種類の表示。（石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載）
  - ・屋外において、産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、廃棄物処理法施行規則第 8 条号ロに規定する積み重ね高さ制限の表示。

### 13条（廃石綿セメント管の運搬）

1. 廃石綿セメント管の運搬は以下の措置を執らなければならない。
  - ・破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と区分して収集・運搬しなければならない。
  - ・積替えのために保管を行う場合は、第 12 条と同様の措置を講じなければならない。
  - ・運搬は、廃石綿セメント管をプラスチック袋等にこん包したまま丁寧に運搬車両に積み込みプラスチック袋等の破損等により石綿の発散のおそれが生じた場合には、ビニールシート等で荷台に覆いをかけ、ビニールシートも産業廃棄物として処理しなければならない。

な

### 14条（廃石綿セメント管の廃棄処分）

1. 石綿セメント管及び石綿セメント管の破片等の処分（以降石綿セメント管等という。）については、自らの責任において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 18 年 8 月 9 日）」に基づき適正に処理するとともに、処分する際はマニフェストを使用し、完了検査時に A 票及び E 票を提示すること。

て

票

区 分	解体方法	数量 運搬距離	処理施設名	所在地
石綿セメント管等	人力・機械	k g k m	〇〇〇	□□市〇〇町△△

手

施

よ

※石綿セメント管の破片等は、石綿セメント管の破片、呼吸用保護具、保護衣、保護めがね、ゴム袋、ゴム長靴、シューズカバー、及びこれらに付着したものをいう。

※上表は積算上の条件明示であり、処分場を指定するものではないが、請負業者の理由により搬出施設を変更する場合、契約変更の対象としない。なお、現場条件や数量の変更等、請負業者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

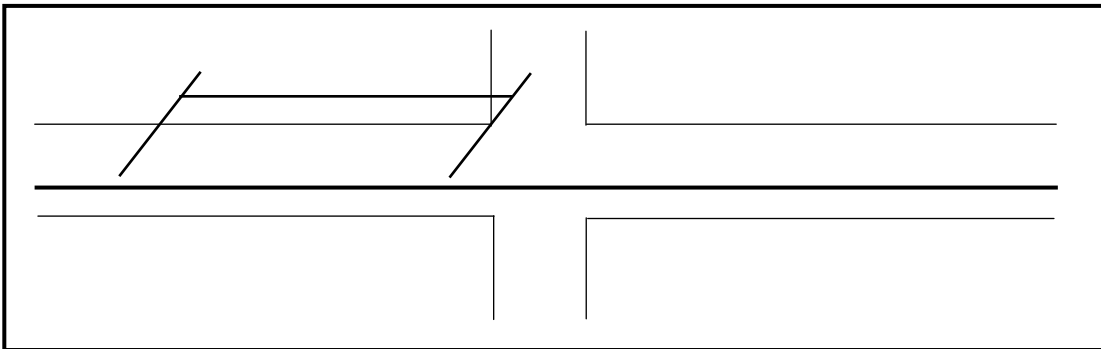
2. 処分場を変更する場合には、あらかじめ監督員と協議すること。

### 15条（作業記録の作成）

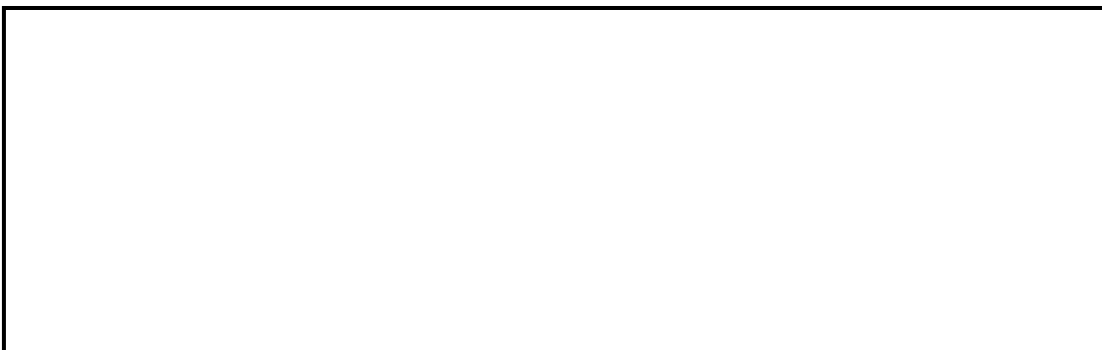
1. 工事施工に当り、作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、報告しなければならない。また、作業記録は、当該労働者が当該作業に従事しないこととなつた日から40年間保管しなければならない。
- 労働者の氏名
  - 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
  - 石綿等の粉じんにより著しく汚染した事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

### 8 テンプレート工事

- ・平面図



- ・配管図



- ・APφ100mmを10m当り撤去する場合には、上図とする（取外し3箇所、切断1箇所）。
- ・管の土被りは、1.0mとする。
- ・機械掘削  $B \times H \times L = 0.55 \times 0.90 \times 10.00 = 4.95\text{m}^3$   
 人力掘削  $B \times H \times L = (0.55 \times 0.224 - 0.062 \times 0.062 \times 3.14) \times 10.00 = 1.11\text{m}^3$
- ・運搬処分費については、  
 処分費（サンエイ）  $10\text{m} \times 8.8\text{kg}/\text{m} = 88\text{kg}$   
 $88\text{kg} \times 455\text{円}/\text{kg} = 40,040\text{円}$ （A<50,000円の為、サンエイを採用）  
 運搬費（17kmまで） 11,140円

合計 40,040+11,140=51,180 円

9 その他

「石綿セメント管撤去工事に関する設計・施工要領」に記載のないことについては、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」等を参考にし、発注者・受注者協議し決定する。